

日立市急発進制御装置取付補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故を未然に防止し、高齢運転者とその家族を守り、更には市民を交通事故の被害から守るために、高齢者自らが使用する自動車へ、急発進制御装置の設置を行うものに対し、予算の範囲内で日立市急発進制御装置取付補助金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 急発進制御装置 次のいずれかに定めるペダルの踏み間違い等による急加速を制御する装置としての機能を有するものをいう。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

イ 自動車の停止時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を制御する装置

ウ その他市長が認めるもの

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの。

ア 急発進制御装置を設置することが可能であること

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(補助対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する第一種普通自動車運転免許（準中型・中型・大型を含む）であって、有効期間内にあるものを有する者

(3) 申請日現在において、市税を滞納していない者

(補助対象自動車)

第4条 急発進制御装置を取り付けようとする自動車は、その自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と、前条第2号に規定する運転免許に記載されている氏名が同一であるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、急発進制御装置の購入及び取付けに要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、その限度額は1万円とする。

2 前項の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、日上市急発進制御装置取付補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に申請するものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第5条の2の規定による補助金の交付の決定は、日上市急発進制御装置取付補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(取付の変更及び中止)

第8条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日上市急発進制御装置取付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

(変更決定の通知)

第9条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日上市急発進制御装置取付補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第6条の2の規定による実績報告は、日上市急発進制御装置取付補助金実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添付して行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第8条の規定による交付請求書は、日上市急発進制御装置取付補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る制御装置及び制御装置を設置した自動車を適正に管理し、かつ、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金

の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、売却し、又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない事情による場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(国の制度との調整)

2 この要綱の適用日以降に国の安全運転サポート車普及促進事業費補助金（以下「国補助金」という。）の対象となる車種に急発進制御装置の取付けを行う者に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「費用」とあるのは、「費用から国補助金の交付額を差し引いた額」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。